

# ご案内

那医発第 191 号  
令和 5 年 6 月 19 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 白井 和美



## 産業保健関係通知文の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会を通じて「産業保健関係通知文の送付について」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→【医療機関向け】各種情報提供）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第 429 号 F  
令和 5 年 6 月 12 日

地区医師会産業保険担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 玉城研太郎  
(産業保険担当理事)

## 産業保健関係通知文の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、産業保健関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、令和 5 年 10 月から個人サンプリング法の測定対象物質等が拡大されるため、個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正が行われる旨の周知を依頼するものとなっております。

本通知②は、騒音障害防止対策を進めるため、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂されたことの周知を依頼するものとなっております。

本通知③は、Web サイト上で公開する「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」について、令和 5 年 11 月以降は、旧版(Ver.3.5 以前)を使用すると不具合が生じる可能性があるため、10 月までに最新版(Ver.3.6)のダウンロードをお願いする周知依頼となっております。

本通知④は、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令(令和 5 年厚生労働省令第 69 号)が令和 5 年 4 月 21 日に公布され、改正の概要の周知を依頼するものとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴管下医療機関への周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は本会文書映像データ管理システムにてご確認くださいようお願い申し上げます。

## 記

①個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について (令和 5 年 4 月 24 日 日医発第 240 号(健 I))

②騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について (令和 5 年 4 月 25 日 日医発第 246 号(健 I))

③「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」(令和 5 年 4 月公開)のダウンロードのお願い(情報提供) (令和 5 年 5 月 8 日 日医発第 300 号(健 I))

④有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について(情報提供) (令和 5 年 5 月 8 日 日医発第 299 号(健 I))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 1 課: 田畑  
TEL: 098-888-0087  
FAX: 098-888-0089  
g1@okinawa.med.or.jp